

第29回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 2 9 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平 成 2 8 年 1 1 月 2 4 日 (木 曜 日) 午 前 9 時 3 0 分 開 会

日 程 第 1 開 会

日 程 第 2 開 議

日 程 第 3 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 8 番 田 中 明 委 員 9 番 萩 原 正 弘 委 員

日 程 第 4 提 出 議 案 議 案 第 1 号 農 地 法 第 3 条 許 可 申 請 承 認 に つ い て

議 案 第 2 号 農 地 法 第 4 条 許 可 申 請 承 認 に つ い て

議 案 第 3 - 1 号 生 産 緑 地 に 係 る 農 業 の 主 た る 従 事 者 等 に つ い て の 証 明
願 の 承 認 に つ い て

議 案 第 3 - 2 号 生 産 緑 地 に 係 る 農 業 の 主 た る 従 事 者 等 に つ い て の 証 明
願 の 承 認 に つ い て

議 案 第 4 - 1 号 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 決 定 に つ い て

議 案 第 4 - 2 号 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 決 定 に つ い て

日 程 第 5 協 議 事 項 ① 1 2 月 の 農 業 委 員 会 総 会 の 日 程 に つ い て

② 1 月 の 農 業 委 員 会 総 会 の 日 程 に つ い て

③ そ の 他

日 程 第 6 諸 報 告 ① 会 長 専 決

② そ の 他

日 程 第 7 閉 会 午 前 1 1 時 3 0 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

開会 午前 9時30分

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） おはようございます。

今日は大雪で足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、会長よろしく願いいたします。

○柴崎会長 おはようございます。

雪の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、先日の市民まつり並びに農産物共進会、皆様のご協力によりまして、盛大に行うことができました。共進会は、出品数は少なかったんですが、売上は単価が高いということで、前年よりかなり売上を上げることができました。

また、「じゃがべえ」は、値段も上げたのもございますが、後ほど事務局から説明がありますが、かなり売上がありました。

また、皆様のご協力によりまして、3年目ということで作業もスムーズに行うことができました。時間的にも1時過ぎに完売することができました。ありがとうございました。

お礼ですが、委員さん以外でご協力いただいた方には、また例年どおりお礼をしたいと思います。申し訳ありませんが、委員の皆様のお礼は忘年会を盛大にやっていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、第29回和光市農業委員会総会を始めます。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員なんですが、8番、田中明委員、9番、萩原正弘委員にお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条の許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

農地を農地のまま耕作する目的で、権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となりますが、農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者になりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農業者のAさんが譲受人となります。また、譲渡人のBさんは、現在市外にお住まいですが、譲受人のAさんのご親戚に当たるということで、ご高齢等を理由に耕作が困難となっていることから、今回申請地をAさんに贈与したいとの話になっております。

許可要件との整合性についてですが、まず譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、11月9日に山田委員とAさん及び世帯員の方が所有されている全ての農地を調査しましたが、違反地、不耕作地はありませんでした。こちらにつきましては、これから写真をお返ししますので、ご確認ください。

農機具の保有状況としましては、トラクター3台、運搬車1台、防除機2台、野菜洗機3台を保有しております。労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は、年間農業従事日数310日、その他の世帯員につきましては配偶者が同じく310日、母と2人の子どもがそれぞれ60日となっております。農業の技術面につきましては、Aさんご自身が30年、母が50年、配偶者が20年、子どもがそれぞれ4年、3年となっております、特に問題ないかと思えます。

続きまして、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件についてですが、世帯として年間150日以上従事しておりますので、こちらも問題ないかと思えます。

次に、下限面積要件についてですが、現在の経営面積が約1万1,000平米を保有しており、5,000平米に達しているため、問題ありません。

それから、地域との調和要件になりますが、申請地は譲受人が所有している農地に隣接していて、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はないかと思われまます。

最後にAさんにつきましては、先日農地転用の許可申請が出されまして、その際、農業経営規模縮小のご意向を示されていたところではございますが、今回は譲渡人が市外の方で、ご高齢であるなどの事情が影響しており、かつ売買ではなく贈与という形でご自身の隣地農地137平米を取得することから、それについても特段問題はないかと考えております。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかどうか、ご審議いた

だけたらと思います。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

まず、農地の調査を山田委員に行っていただきました。山田委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○山田委員 先日、高橋さんと回らせてもらいましたけれども、耕作してはまして、別に問題はございません。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、この議案につきましてご意見、ご質問等があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、特にないようですので、採決をとりたいと思います。

この議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2号 農地法第4条の許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を申請者の自己資金で農地以外のものに転用するための申請となります。

まず、申請の経緯について説明いたします。申請人のCさんは、平成27年に相続で申請地を引き継いでから耕作を続けてきましたが、ご高齢となり耕作が困難となっております。そのような折に、Dが現在使用中の戸田市内の駐車場について土地所有者から返還を求められ、近隣で代替地を探していることを聞き及びました。そのため、申請人の自己資金で駐車

場を造成した後、Dに一括貸しすることで、賃貸借契約の合意に至ったことから、貸駐車場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。申請地は、南側を開口部とします。場内全体は掘削し、15センチの厚さで碎石を敷き、転圧します。また、出入り口付近については、コンクリート舗装で仕上げます。周囲については、東側水路境界と北側隣地境界及び西側隣地境界に重量ブロック3段とその上にネットフェンス1メートルを設置する予定というのが当初の計画となっております。使用予定業者であるDは、一般貨物自動車運送事業、第1種貨物利用運送事業等を主たる業務とし、本店所在地は東京都葛飾区東金町**丁目**番**号となります。現在、戸田市新曽**番**の駐車場16台を利用しておりますが、土地所有者から相続を理由に返還を求められており、申請地を一括で借りて2トン貨物車6台、2.95トン冷蔵冷凍車1台、2.8トン冷蔵冷凍車2台、3トン冷蔵冷凍車1台、3トン貨物車2台、3.5トン貨物車1台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず駐車場ですので、他法令との調整は必要ございません。また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在、新曽の駐車場で16台を駐車し、うち13台を申請地に収容予定とのことで、土地利用計画図からも妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、北側及び西側が隣接しておりますが、重量ブロック、ネットフェンス等の設置により、砂利等の飛散を防除、通風、日照等に配慮する予定ですが、この後、説明いたしますが、隣地の方との調整がまだ完全にできておりません。計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、北側隣地所有者のEさんからは同意を得ておりますが、西側隣地所有者のFさんからは、条件付での同意書が提出されております。その内容につきましては、騒音や排気ガスを防止し、外部から目隠しをするために、境界線上に160センチ程度の囲いを設置してほしいとの内容となっております。この件につきましては、当初隣地所有者のFさんのところに、代理人であるGさんが隣地同意書をもらいに行ったところ、Fさんから門前払いの扱いを受け、話も聞いてもらえないとのことでした。その理由を後にFさんに確認しましたところ、以前、Gさんが駐車場として転用申請した場所を何カ月からたっからすぐに資材置場に変えたというようなことをご自身で周りに話されていたらしく、ま

た地元の不動産業者にFさんが確認しても、みんなそうだと言っていたため、代理人であるGさんを信用ができないという理由で門前払いをして、話を聞かなかったということだそうです。

そのため、当初は仮にGさんがその申請を出されても、反対意見をFさんが出されるとい
うご意向を示されていましたが、最終的には一昨日の22日火曜日の夕方に、先ほどお伝えし
た条件付での同意書が提出された次第です。そのFさんの意向につきましては、22日の夜に
代理人に電話連絡してお伝えしましたが、当初とは異なる意向でしたので、代理人側もFさ
んのご意向に沿えるかどうか、まだ分からないということをおっしゃりまして、現時点にお
いては申請者と隣地農地所有者との間での調整は十分にできておりません。

それからもう1点、道路安全課より、土地利用計画図に示された利用方法について1点指
摘を受けておりまして、図面では南側を開口部としており、出入口を特に設けていないので
すが、事故防止の観点から、出入口はできるだけ2カ所以内にまとめてもらいたいとのこと
です。ただ、これにつきましては強制力のない指導、お願いという形にはなるようです。

最後に、農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が第3種農地
の場合における住宅等、または公共施設等が連坦している程度に達している区域に近接する
区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、
転用が可能な第2種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この件につきましては、参考人と呼んでおりますが、参考人と呼ぶ前にご意見、ご質問等
があったら、お願いいたします。

石田委員。

○石田委員 隣地土地所有者の不同意のところが問題なんだと思いますが、条件付のものがま
だ相手側が条件をきちりとできるかどうか、確定していないという話でよろしいですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） まだ現段階では確定していない状況です。

○柴崎議長 他によろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 代理人が何かいろんなことをおっしゃっているようなことがありましたけれども、
審査の対象にはならないということによろしいですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 直接は、審査上は代理人がどういう人物であるとか、そういうことの影響は本来はありません。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今回この農業委員会で隣地の承諾書がないので、そういうことを踏まえて、農業委員会として不許可相当ということになっても、県に上がった場合には、県の判断で隣地同意書がなくても、許可になるということですよ。

○事務局（高橋） それにつきましても事前にさいたま農林振興センターの担当に確認しておりますが、和光市農業委員会として、隣地同意が十分にとれていないということで、仮に不許可相当という判断をしたとしても、場合によっては埼玉県で許可相当と判断することもあり得るという回答を得ております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 隣地同意書は、基本的には要らないという考え方でよろしいですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 許可権者である埼玉県がその判断をする際に、法定添付書類となっているわけではないので、隣地同意書がなくても、必ずしもそれが不許可相当と判断する材料にはならないということは聞いておりますが、ただ和光市農業委員会として、今まで隣地同意書を添付してもらっていて、それがやはり隣地の方に十分に説明をしていただいて、ご理解をいただいて転用していただくというような形の意味があったのかなと思うので、和光市農業委員会としては必要なものかというふうに認識しております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 いろいろなそういうところを今回この中に入れて判断しないといけないということだと思っんですけども、例えば隣地の人が条件付で出したというのをまだ申請者が認めていないということで、それをどういうふうに判断していいのか、難しいですね。

○柴崎議長 代理人に来てもらっているから、どうなっているか聞かないと、分からないですね。

石田委員。

○石田委員 例えば隣地の方が条件付なんで、もし条件どおりにできなかつた場合、履行がされない場合は、反対意見とかが出る可能性がありますか。

○柴崎議長 富澤委員。

○富澤委員 それは構わないんじゃないでしょうか。和光市農業委員会として不適切だと判断すれば、別に県がどう判断しようが、それとは別個の判断でいいはずなので、構わないと思いますよ。やっぱり過去にそういうことがあったんだから、そこは正していかないと、この委員会としての判断の意味がなくなっちゃうんで。

○柴崎議長 許可した場合、後からトラブルがあった場合の対応が難しいですが、議案としては、内容としては別に隣地がどうだとかいうことになると、常識で判断すれば別に問題ないんですよ。

齋藤委員。

○齋藤委員 本人は対応できないと言う可能性がありますよね。

○柴崎議長 代理人の対応の仕方による部分であると思うので、代理人が変更したら、スムーズに行くという場合もあると思います。

石田委員。

○石田委員 隣が耕作している人なら、やっぱり耕作者をしっかりと守っていくのが目的の一つなので、余り条件が合わないような考えはどうかと思いますけれども。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 不同意書が出されているんだったら、その条件について、その結果が出てから考えても遅くはないんじゃないかなと思います。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 先日、この条件につきましてFさんと代理人のGとも話をしたんですけども、Fさんのご意向としては、その160センチ程度の囲いというのは、すき間のないような形のもので、できればブロックみたいなような形のものでやってほしくて、軽量鋼板はやめてほしいというふうに言っておられました。その理由としては、鋼板を設置されると、それが資材置場にまた転用されるんじゃないかということはかなり懸念されていらっしゃるんですね。それをGさんにお伝えしたんですけども、それについてはなかなかご意向に沿うことが難しいと言われております。Fさんの意向に沿えるような形で調整してもらえませんかということはお伝えはしたんですけども、そこまでの調整になってしまっております。

○柴崎議長 アルミだとだめなんですか。

○事務局（高橋） アルミは大丈夫なんですけれども、すき間があると、要するに排気ガスとかそういうものがそっちのFさん側の農地に来てしまうから、それはすき間のないような形でやってもらいたいというお話でした。

○柴崎議長 すき間できますね。そうだと判断できなくなってしまうですね、来てもらっても、そこまでいってしまいますと。

ほかに、よろしいですか。代理人に入ってもらって。アルミを設置することを納得してもらうように隣地所有者に説得するよう指導しましょう。ほかにすきまがあかない材料はないですね。ブロックやってその上にアルミやったら、絶対その辺にすき間とかできてしまいますし。

○事務局（高橋） あるいはブロック8段ぐらいにしてもらえればというようなことも言われたんですけども、ブロック8段を設置して転用している例はなかなかありませんので。

（参考人入室）

○柴崎議長 ご紹介いたします。Gさんに本日、来ていただきました。本日はどうもご苦労さまです。

いつもいらっしゃるから分かると思うんですが、議案に関しまして説明と委員の皆さんからの質問にお答えいただきますようお願いいたします。

発言は指名してから、お願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○参考人（G） 分かりました。

本日ちょっと駐車場ということで案件を出させていただいたんですが、今回貸していただける、貸しましょうとお話しいただいた方は、Cさんというお客さん、もう80歳になる、ちょっとおばあちゃんなんですけれども、のほうからですね、相続ありましたので、今回9月末に相続税を納めなきゃいけないと。当初は何か売りたいというお話をいただいていたんですが、何とか売ったのと、手持ちで持っていたお金で相続税を9月いっぱいにお支払いすることができましたということで、じゃ親戚のほう方ですね、じゃ今後もう持っているお金がなくて、寂しくなっちゃっているんで、何とか生活のために、その生活費に充てたいので貸したいというお話、親戚の方からちょっといただきまして、9月の初めぐらいですかね、ちょっとご挨拶させてもらいました。

それで貸しましょうというお話でいただきましたので、私のほうもそれじゃお客さんをどなたかお探しさせてもらいますということでお返事させてもらったんですが、ちょうどですね、9月になってから今度、Dさんという会社なんですけれども、この方の会社がですね、直接来たわけじゃないんですが、戸田の業者さん、不動産屋さん紹介が仲介で入っていただいて、ご紹介いただいたんですが、この方もやはり相続税を納めなきゃいけないということ

で、7月に借りたばかりの駐車場ですね、今年中に出てほしいということで、急いで探しているんだということ、そういうお話がありましたんで、急いで探しているといっても、今すぐに貸すような場所うちありませんよということで、新しく今ちょっと貸してもいいですよというお話いただいているところあるけれども、そこでよければ、ただ4カ月ぐらいはかかりますけどというお話させてもらって、見ていただいたら、とてもそこが気に入ったと。今自分が借りているところと同じぐらいの面積なので、ちょうどいいということで借りたいと、ここを貸してくださいということで、10月になってから話が進みまして、今回申請させてもらったということが経過でございます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問のある方、お願いいたします。

石田委員。

○石田委員 27年に相続で引き継いでいるということなんですが、相続の手続はもう終了しているんですか。

○参考人（G） ええ、相続は9月いっぱいにお支払いできまして、Cさんのほうは終わったんです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、戸田のほうに借りている駐車場で、そちらにたしか事務局の説明で16台置いてあるという説明があつて、この場所には今13台という申請なんですけれども、あとの3台はどこに置かれるのでしょうか。

○参考人（G） 今借りているところがほかにもあるんです。そこへ何とかうまく押し込んでという形で。ですから、3台分はちょっと持ってこられないんですけれども。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 ここは道路安全課から、入り口を少し何か所か狭めてほしいという指導があつたと思うんですけれども、3台ここに押し込めるようなことはしないということだと思わすけれども、道路安全課から入り口をちょっと少し何か所か狭めてほしいというふうに言われていることへの対処はどういうふうに考えていますか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 一応ちょっとですね、どうしようかというふうに今検討しているところです。

もし場合によっては、ガードポールというんですか、こういうチェーンをつけたやつ、どうしてもブロックやると、こここのところの部分がちょっと邪魔になるらしいんです。人間ですから、ついうっかりすると、そのブロックに車がこすっちゃうと、それで車を傷めてしまうかもしれないという話をいただいているんですが、道路安全課さんのほうも、その辺ちょっと説明させていただいたら、強制力はないけれども、こちらとしてはお願いだと。もしやっていただけるなら、何か対応を考えていただければ助かるということで、どうするか、今ちょっと考えています。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 Gさん、何回も申請の場に来られて、よく分かっていると思うんですけども、計画図を変更するときには、また勝手に変更できないんで、あらかじめ変更届というのを提出していかなくちゃいけないというのは、ご存知だと思うんですけども、その辺はいつ頃までに提出しますか。

あと、隣地の問題も今報告でいろいろあると思うんですけども、その辺の対応もこの計画図が変更になると思うんですけども、その辺はいつごろまでに解決されるのか、お伺いしたいんですけども、見込みでいいんですけども。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 非常にこれも造成が始まってから、造成が完成する間際になると、なってお客さんのほうから、ちょっとこれじゃ車、実際に考えていたのと自分ができ上がってきたときの感じ方、感覚がちょっとやっぱりこれじゃ入り口ちょっと狭いかなというようなことを言われて変更になったんですね。これ今回の前回のやつのはずですか。

○吉田委員 いいや、今回の件でいろいろそういう指摘事項があったと思うんですけども、隣地の方とか、その辺が調整をできていないという報告があったので、その辺はどういうふうに変更されて、いつぐらいまでに決着するというか、確定するのかなと思って、その辺の見込みをお聞きしたいんですけども。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 隣地の件ですか。

○吉田委員 道路と両方です。

○柴崎議長 まず、道路だけで聞きましょうか。

○吉田委員 そうですね。道路だけでお願いします。

○参考人（G） 今うちで考えているのは、そういう道路安全課からお話いただいて、ガード

ポールチェーン、それを2カ所、入り口のところは除いてですね、2カ所、今やろうかなというふうに考えています。

○柴崎議長　じゃ、あと隣地のほう。

○参考人（G）　隣地のほうですね、そういう要望が出たということなので、それに対応するように、ちょっと今考えています。当初ブロック8段というお話もいただいたんですが、ブロック8段だと、今地震が多いし、あそこは特に下が田んぼで緩い場所ですから、工事屋さんのほうでひっくり返っちゃうと、8段も積んだら。それはちょっとうちのほうも責任を負えないと。もし何かあったときに誰が責任を負うんですかということで、そういうお話をいただいたので、ブロック3段の上にはですね、目隠しする目隠しフェンスというのがあるらしいんです。要するにアルミですけれども、目隠しになっちゃう。向こうからも見えない、こちらからも見えない。もしそのつい立てのところに足をつけなきゃいけないですね、アルミですから、当然それやる分には。そうすると、その下にちょっとすき間があくんですが、そのところがにおいだとか何かという形でいかないように、アルミで塞ごうと思っています。それで対応させてもらおうと思っています。

○柴崎議長　いいですか。

吉田委員。

○吉田委員　最後、駐車場の道路づけなんですけれども、舗装されていないで、一部何か舗装されているみたいで何か直っていないような部分があったんですけれども、砂利道でこぼこしていたりしているんですけれども、駐車場出入りでそんなに車が出入りのときに、どういう方向からここに入ってくるのか分からないんですけれども、今、和光市の農地の中で農作物にほこりが車がいっぱい勢いよく走ってくると、ほこりが立って、農作物にほこりがかかって商品価値が減ってしまうというような陳情が出て道路を直してくれというのがあったんですけれども、その辺のところでトラックの人の出入りはどの辺から出てくる。やっぱりいろいろなところから入ってくるんですよね。

○柴崎議長　Gさん。

○参考人（G）　一応ですね、5メートルはコンクリを打とうと思っています、入口に。

○吉田委員　入口じゃない、道路の出入口のところに入ってくるまでのトラックのルートというのは。

○柴崎議長　砂利道だからほこりが立つんで、その辺どっちから入ってきますか。

○参考人（G）　どっちから入ってくるかということですか。

○柴崎議長 はい。

○参考人（G） 一応ですね、今東側ちょっと民家があるので、ちょうど真ん中あたりから入ってこられる道路があるんですね。今造成やっていますね、あその道路から入ってこよう、出入りはしようと思っています。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 東側のほうは、あちこちのところでポールが立っていて、出入りできなくなっているのが何カ所か道路のうち4カ所、ポールが立って入れないですよ。さっき言った手前から入ってくるという道路があるんですけども、その辺は農家の方が一生懸命やっているところなんで、なるべくそういうところを通るのであれば、静かに走っていただくよう、お願いします。

○参考人（G） はい、そうですね。そのように指導します。

○吉田委員 あと、なるべく砂利道を通らないでいいようなところから、うまく入ってもらうような指導はしていただきたいと思うんですね。

○参考人（G） はい。こちらも要望としては、できれば舗装にしてもらいたいなど、道路安全課にも要望しているんですが、何しろ市のほうで予算がないんで、予算がとれないと。うちのほうに回ってこられないんで、ちょっと無理なんだという話は聞いております。何度か要望に、お願いに行っているんですけども、道路安全課のほうには。

以上です。

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 はい。

○柴崎議長 他に質問ある方。

加藤委員。

○加藤委員 これを見ると、道路側は全部開口みたいな感じで、何もないという、今までこういうケースなかったんですよ。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 今ですから、申し上げたように対応としては一応ガードポール、上げ下げできるようなやつですけども、あとチェーンでやらせてもらおうかなということで、今ちょっとお話しさせてもらったんですが。そうすると、入口が2カ所になりますかね。

○柴崎議長 ガードポールだと、結局そこから出入りするということになっちゃうよね。

○加藤委員 ガードポールやったって、塞いでいるということにならないからな。結局29メー

ターですか、全部開口部と同じに。

○柴崎議長 ガードポールというのは、基本的にだから出入りするためで、出入りしないときかけて、出入りするときは下げるという話でしょうけれども、どうなんですか。

加藤委員。

○加藤委員 それともう1点、冷凍車が多いようですが、電気の設置なんかは考えていないんですね。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人(G) はい。電気は、考えていないんですが。

○加藤委員 今使っているところは、どうなんですか。

○柴崎議長 今現在使っているところは。

○加藤委員 電気設備がないんですか。

○参考人(G) お金もかかるものですから、考えていないんじゃないですか。

○加藤委員 現在使っているところ。

○柴崎議長 戸田も使っているのか使っていないのか。

○参考人(G) 今。

○加藤委員 うん、今使っているところはどうなんですか。現在も電気通っていないんですか。

○参考人(G) 通っていないんです、電柱もないし。

○加藤委員 戸田のほうもですか。

○参考人(G) はい。戸田のほうつけていませんね。ですから、恐らく戸田のほうもつけていないので、今回は電気も水道も考えていないと。だから、逆に物騒で危ないんじゃないかというお話もあったんですが、周りの方から。でも予定はありません、お客さんのほうで。すみません。

○柴崎議長 ほかに質問ある方、よろしいでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 この会社で戸田のほうで今16台置いてあって、13台で、3台は他の駐車場を借りてあるところがあるので、そっちに移るということですがけれども、この会社の総台数というのはわかりますか。全部で台数が何台あるか。

○参考人(G) いや、ちょっと私のほうでは、そこまでは掌握していませんが。そこまで頼まれていないので。

○吉田委員 他のところに3台移ると言っていましたけれども、その駐車場がどれくらいの

大きさを、どれくらいの台数が入っているのか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人(G) ですから、今あるところに持っていくということです。それしか聞いていないんです、すみません。

○柴崎議長 他に質問ある方。

さっきのポールなんですけれども、あれ固定式のやつでやってもらったほうがいいんじゃないかと。さっきのポールを立てると言いましたよね。あれ要するに間隔を狭くして固定式のやつでやってもらったほうが費用もかからないだろうし、要するに締め切りをある程度つくっておいて、そのほうが結局出し入れするやつだと、結局常に下に置いた状態だと全部開放になっちゃうかなと思うんですけれども。だから、距離をある程度狭めて、隅切りとれるような形にしてもらえばあっても問題ないと思うんですけれども。

○参考人(G) すみません。ブロックか何かやったほうがいいということですか。

○柴崎議長 いや、ブロックではなく、普通の単管パイプか何かでやっておけばいいんじゃないかな。

○参考人(G) 分かりました。参考にさせていただきます。

○柴崎議長 入口が2カ所と固定されちゃうから。

○参考人(G) 分かりました。参考にさせていただきます。分かりました。検討します。

○柴崎議長 それと、フェンスなんですけれども、アルミの設置を考えているようですがそこらは隣地とちゃんと話をして、承諾もらうような形にしてください。その調整というのは、Gさんと要するにFさんとで直接調整してもらおうという形でいいのでしょうか。

○事務局(高橋) 代理人のGさんにもご説明したんですけれども、これ本来は事務局とか農業委員会が調整することではなくて、当事者同士で調整していただくことなんです。今回、Fさんが最初に全然話を聞いてもらえなかったということで、もともとの話では環境破壊になるからとかというような話がちょっとあったということで、そういう一般論的な話だと、農地法で既に農地転用というものが認められているので、そういう理由だけだとこちらも分かりましたということではできないという考えを持っていました。そのような経緯で今回、事務局でFさんと接触して、そういう調整をとるような形をとってきているんですけれども、本来的には農業委員会がやることではないので、あくまで当事者同士でFさんと申請者、もしくは代理人の方で調整していただくのが筋ではないかなというふうには思っております。

○柴崎議長 今言われたように、アルミのフェンスと要するにあとアルミで塞ぐというの、こ

れ間違いないですね。

○参考人（G） ええ。普通のアルミだと、どうしてもすき間があいていますので、すき間があかないように防ぐ形で、向こうからもそのかわり砂ぼこりも飛んでこない、こっちからも向こうに行かない、排気ガスが行かない、においが行かないようにということで、一応それを立てようということで、今考えております。

○柴崎議長 分かりました。

ほかに質問ある方、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、ほかに質問ないようですので、本日はどうもご苦労さまでした。

○参考人（G） ありがとうございます。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、ご意見、ご質問等ある方、お願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 これ計画図が多分変わると思うんですけれども、計画図が変わったときは、どの段階で提出してもらいますか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） Gさんが代理人として申請してきた案件で、ここ何カ月かの間は案件なんですけれども、工事を始めたんですけども、最終的に業者側が使いづらいから、ここをちょっと若干変えたいんだみたいな相談が2回ぐらいありまして、それを埼玉県に確認したところ、じゃ計画変更出してくれということだったので、出してもらうように今お願いしているような感じなんですけれども、恐らく工事を始められて、通常であれば、工事が終わった後に工事完了届というのを出していただいて、その担当地区の農業委員さんと一緒に、それがちゃんと図面どおりに工事されたかどうかというのを確認させていただくんですけれども、その前に工事完了届をこちらで受理する前に変更届というのを出していただいて、それでその変更届どおりに変更されたかどうかというのを農業委員さんと改めて確認させていただくような形になるかと思えます。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今まで代理人さんは、許可後の変更申請を提出しているんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） ここ何回かは変えたいんだという話がうちのほうに来ているので、それは

埼玉県に相談して、変更届出してくださいという話にはなっているんですけども、そもそも事前にもっとちゃんと業者さんと相談して、使う形での申請をしてくれということで、後になって工事していて使いづらからということじゃなくて、そんなのは最初からある程度わかることなから、もっとちゃんと相談して出すようにということは、お願いはしております。

○柴崎議長 ご意見ある方お願いします。

○富澤委員 採決した後に変更することが分かっているからね。

○柴崎議長 いいですか、石田委員。

○石田委員 許可しても変更するという事なので、審議できないと思います。

○柴崎議長 継続審議にしましょうか。正式な図面が出てからもう1回審議しましょうか。

○石田委員 そうだね。正式に出てからきちりと許可しないと、こちら側で全く知らないところで終わってしまうという可能性があるということですよ。

○柴崎議長 確かにこれで賛成はできかねますね。

○吉田委員 和光市農業委員会で反対しても、埼玉県で許可される可能性はあるんですよ。

○事務局（高橋） 可能性としてはあります。

○富澤委員 それはそれでしょうがないよ。農業委員会としてはこのままじゃちょっと無理だし、許可相当と出しづらいですよね。

○吉田委員 継続審議で、利用計画図が決まってから審議しましょう。

○柴崎議長 それでは、土地利用計画図を提出してもらいましょう。

○石田委員 図面が決定してから、提出してから審議のほうが絶対いいですよ。

○柴崎議長 採決します。この議案につきまして図面等の不備がございますので、継続審議ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 今の継続審議ということで結審されたと思うんですけども、これに伴いまして行政手続法上、標準処理期間を超えてしまう形になりますので、農業委員会から申請者に対して、こういう理由で延びましたということでの通知は行いたいと思いますので、ご承知おきください。

○柴崎議長 何かペナルティーみたいのがあるんですか。

○事務局（渡辺） ペナルティーではないんですけども、手続上のルールで標準処理期間を

超える場合には、そういった手続が必要になるということです。

○柴崎議長 議案第2号につきましては、以上といたします。

**議案第3-1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願の承認
について**

○柴崎議長 続きまして、議案第3-1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明願の承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、第3-1号の補足説明をいたします。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出する際の必要書類となります。

今回、農業委員会に申請された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地において、Hさんがご存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものです。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て、当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者をいいます。本案件では、亡くなられたHさんは86歳でしたが、この方が亡くなられたことに伴い、息子のIさんからの申請となります。平成26年度、平成27年度の8.1調査で農業従事日数はともに200日となっております。農地の現在の状況につきましては、11月15日に萩原委員にご同行いただいて確認してまいりました。以上を踏まえての申請となります。

土地の管理状況は、これから写真をお回しいたしますので、ご確認ください。Hさんが主たる従事者であるかどうかについてのご審議をお願いいたします。

以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 この議案につきまして萩原委員が現地調査を行っております。

萩原委員、報告をお願いします。

○萩原委員 見たところきれいになっていましたので、問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

写真が回っておりますが、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3－2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願の承認 について

○柴崎議長 続きまして、議案第3－2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願の承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、議案第3－2号の補足説明をいたします。

主たる従事者の証明については、議案第3－1号で説明しましたとおりです。

本案件では、亡くなられたJさんは86歳でしたが、この方が亡くなられたことに伴い、息子のKさんからの申請となります。

近年は、体調不良により入院されていたとお聞きしておりますが、平成25年度、26年度の8.1調査で農業従事日数はともに100日となっております。農地の現在の状況につきましては、こちらも同じく11月15日に萩原委員にご同行いただいて確認をまいりました。以上を踏まえての申請となります。

土地の管理状況は、これから写真をお回しいたしますので、ご確認ください。

Jさんが主たる従事者であるかどうかについて、ご審議をお願いいたします。

補足説明は以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も萩原委員に現地調査をお願いいたしました。

萩原委員、ご報告お願いいたします。

○萩原委員 きれいになっていたので、大丈夫だと思います。

○柴崎議長 ただいま写真が回りましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第4-1号 農用地利用集積計画の決定について

○柴崎議長 続きまして、議案第4-1号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、議案第4-1号の補足説明をいたします。

まず、農用地利用集積計画について、簡単に説明いたしますが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき実施される利用権設定等促進事業により、利用権設定を行う場合には、農地法第3条の許可を受けずに、農地の貸し借りを行うことが可能です。

利用権設定をする場合には、50アールの下限面積要件がないなど権利設定の要件が緩和されているだけでなく、期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、離作料の支払いを求められることもなく、農地が確実に貸手に返還されます。市が仲介する形で契約要件の履行が担保されることから、簡単な手続で貸手も借手も安心して貸し借りを行うことができます。

具体的には、農地の貸手、借手の申出により、市が農地の利用に関する貸借の内容を農用地利用集積計画書にまとめた後、農業委員会に諮問し、農業委員会の審議の結果、決定となった場合には、市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利設定の効力が発生します。

次に、利用権設定を受ける際の要件について説明いたします。

- 1 点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められること。
- 2 点目は、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められること。
- 3 点目は、利用権設定を受ける土地を効率的に耕作を行うことができると認められること。
- 4 点目は、その者が農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められること。
- 5 点目は、その者の農業経営に主として従事すると認められる15歳以上60歳未満の青壮年の農業従事者がいることとなります。

LさんとMさんは、現在、平成24年1月1日から平成28年12月31日までの5年間を期間とした利用権設定を行っておりますが、来月12月末をもって期間が満了となるため、今回は期限満了日の翌日である平成29年1月1日を開始日として、新たに5年間の利用権設定を行うことについてご審議いただくものです。

本件について権利設定を受けるLさんは、現在63歳で、年間農業従事日数は300日、労働力や保有機械等の状況等から、先ほど申し上げました5点の要件を全て満たしております。所有する農地の利用状況につきましては、11月9日に山田委員にご同行いただきまして、現地確認を行ってまいりました。これから写真をお回しいたしますので、ご確認をお願いいたします。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地調査をいたしました山田委員に報告をお願いしたいと思います。

山田委員、お願いします。

○山田委員 Lさんは農業を大変一生懸命やっておられる方で、あちこち市場なり直売所なりスーパーなり出荷していますので、何の問題もございません。

以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真が回りましたが、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第4-2号 農用地利用集積計画の決定について

○柴崎議長 続きまして、議案第4-2号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、議案第4-2号の補足説明をいたします。

NさんとMさんは、こちらも先ほどの案件と同様に、現在平成24年1月1日から平成28年12月31日までの5年間を期間とした利用権設定を行っております。来月末をもって期間が満了となるため、今回期限満了日の翌日である平成29年1月1日を開始日として、新たに5年間の利用権設定を行うことについてご審議いただくものです。

利用権設定の内容及び利用権設定を受ける際の要件につきましては、先ほど議案第4-1号において説明しましたとおりです。

本件において、権利設定を受けるNさんは現在70歳で、年間農業従事日数は300日、労働力や保有機械等の状況から、先ほど申しあげました5点の要件を全て満たしております。所有する農地の利用状況につきましては、11月15日に萩原委員にご同行いただいて、現地確認を行ってまいりました。

これから写真をお回しいたしますので、ご確認をお願いいたします。

補足説明は以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

萩原委員が現地調査を行っております。

萩原委員、ご報告をお願いします。

○萩原委員 問題はないと思います。木が生えているようなところもありましたが、ちゃんと枝を落としてあったし、手はかけていたと思うので、問題なかったと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

萩原委員、木があるところは畑なんですか。

○萩原委員 何か栗林だとか梅林だか、そういう畑ですね。

○柴崎議長 写真が回りました。

この議案につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

提出議案については以上です。

◎協議事項

① 12月の農業委員会総会の日程について

② 1月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移りたいと思います。

①12月の農業委員会総会の日程について。②の1月の農業委員会総会の日程についても同時に上程いたします。よろしく申し上げます。

○事務局(青木) 協議事項①12月の農業委員会総会の日程について、日程ですけれども、12月22日木曜日午後3時30分から、こちらの場所は第二委員会室になりますけれども、そちらをちょっと第1希望で提案させていただきます。都合がつかない場合は、26日の月曜日でも可能とはなっておりますが、よろしく申し上げます。

○柴崎議長 12月なんです、12月22日ということをお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。時間が3時半ということで、その前に都市農業推進協議会が開催されるもので、それで申し訳ないんですが、3時半ということをお願いしたいんですが。

○吉田委員 予定が入ってます。代理も多分予定が入ると思います。

○柴崎議長 それでは、12月26日大丈夫でしょうか。

○吉田委員 26日は大丈夫です。

○柴崎議長 分かりました。それから、時間はいかがでしょうか。26日の定刻で、遅いほうがいいか。遅いほうがいいですか、どっちがいいんだろう。定刻だと2時ですけれども時間を

ずらしちゃってもいいです。

○齋藤委員 2時でやってもらったら、それでいい。

○柴崎議長 じゃ26日の2時でお願いいたします。

12月の日程は以上です。1月の日程をお願いします。

○事務局（青木） 協議事項②1月の農業委員会総会の日程について。1月の農業委員会の総会の日程につきましては、1月25日の水曜日午後2時から、場所は庁議室となります。こちらにつきましては新年会がその日、開催されますけれども、来賓の方の招待がありますので、皆様が25日のご都合よろしいということで、できればこの日に開催をお願いしたいと思いません。

1月25日の総会については以上となります。

○柴崎議長 1月の総会ですが、新年会を優先したので1月25日ということでお願いいたします。これは皆さんも都合があるもので、そして農業委員会総会はその日に合わせまして、この日にちということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、お願いいたします。

③その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項、その他。事務局をお願いします。

○事務局（青木） 協議事項③その他。平成28年度の和光市農業委員会視察研修についてでございますが、まず日程を決めていただきたいんですが、事務局案として平成29年2月13日から17日でご提案したいと思います。もしご都合が悪い方がいらっしゃいましたら、教えていただきたいと思えます。

研修先の候補としましては、今のところ練馬区とさいたま市を考えておりまして、例年よりも近場になるんですけども、練馬区はJAの直売所の視察等を考えております。さいたま市は、農業委員会の会長の若谷さんの講演を考えておりまして、JAのあおばの直売所は都内に4カ所ぐらいございまして、練馬地区振興センター、とれたて村石神井、こぐれ村等の直売所がありまして、それぞれ特徴のあるものを売っているような形になっております。

とれたて村石神井では、東京ウドなど、23区内では唯一取り扱っているという形で、こぐれ村では、JAあおばのオリジナル商品である練馬ダイコンドレッシング、練馬野菜ギョウザなどを取扱っているということです。

さいたま市の若谷農園さんのほうは、近年、問題となっている農業従事者の高齢化や担い手不足から増え続ける耕作放棄地の再生を行いながら、小松菜、くわいの生産を行っております。また、再生する農地には、堆肥等の有機質を投入し、土壌改善を行い、土や水を汚しかねない化学肥料を減らすことと、生態系に影響を及ぼす化学農薬を減らす取組みを行っております。エコファーマーとして認定されております。

さらに、農地再生というハード面とは別に、未来の農業者を育成することを目的として、平成14年12月に法人化を行い、従来型の農業ではなく、農業者を育成することを目的として、若い方々を社員採用し、ソフト面の充実も図っており、メディアなどにも取り上げられているという形になります。

説明は以上です。

○柴崎議長 まず、日程ですが、2月13日から17日の週でお願いしたいということなのですが、都合が悪い日があれば言ってください。2月はまたイベントがありまして、申し訳ないですが。吉田委員、大丈夫ですか。

○吉田委員 多分。17日は議会になると思います。

○柴崎議長 それでは17日以外で日程の調整をお願いします。

それとあと、視察先なのですが、今事務局案で挙げてもらいましたが、それでよろしいですか。それとも他にいきたい場所がありましたらお願いします。これまだ視察先とはコンタクトとっていないんだよね。

○事務局（渡辺） これから打診します。

○柴崎議長 これから打診するので、まだ変更は可能ですが、ここは行きたいとか、そういうのがございましたら、ありますか。これをベースでよろしいですか。では、これで連絡調整をお願いいたします。

それでは、その他の2番、次をお願いします。

○事務局（青木） 補足の案内としまして、朝霞地区農業委員会連絡協議会の講演会がございます。日時が平成29年2月2日の木曜日、午後3時から和光市役所の5階502会議室で行います。その後、懇親会を予定しておりまして、場所は堀天にする予定です。会費は6,000円で徴収のほうは1月の総会で行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○柴崎議長 朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修会なのですが、今年度は和光市が当番市なもので、和光市主催で行います。そして、2月2日3時に和光市役所に集まっておきまして、それから講義を受けることをお願いします。

講演の内容を事務局お願いします。

○事務局（渡辺） 講演の内容としましては、昨年度の都市農業推進協議会で行いました都市農業振興基本計画に伴う取組について、こちらの内容と同じものであるんですが、1年経過しまして、現状について、関東農政局の職員の方に依頼をしております。仮称としましては、都市農業をめぐる情勢といったような形での講演内容になると思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○柴崎議長 研修会については以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは2月2日、ご協力お願いします。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告①会長専決、4条が2件の5条が9件でございます。ただいま写真をお返ししますので、よろしくお願いたします。

（写真回覧）

○柴崎議長 会長専決、ただいま写真が回りましたが、質問、ご意見等があったらお願いたします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、会長専決については以上といたします。

②その他

○柴崎議長 それでは、2番、事務局、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告②なんですが、利用状況調査の報告を行います。

新倉7丁目のOさんのところと新倉1丁目のPさんのところがきれいに保全管理されたので、写真でご確認ください。

それから、白子のQさんの畑が業者、農協の作業委託を6月からお願いしているところなんですが、これから引続き和光支店長と本店課長と今進めていただいているところですので、またそちらは、後日ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○柴崎議長 利用状況調査の報告ですが、ただいま事務局から説明がございました。

また、これから継続してきれいしていきたいと思います。

諸報告、その他、次ありますか。

○事務局（青木） 諸報告、その他で、「じゃがべえ」の収支報告ですけれども、精算が全部終わっていないので、報告自体は来月になりますけれども、売上金額だけご報告させていただきます。皆さまのおかげで、今回の売上が12万9,050円という形でした。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

諸報告は以上ですか。

○事務局（青木） 諸報告4つ目ですが、農業委員の任命までのスケジュールということで、本日お配りしましたA3の横長のスケジュールをご覧ください。

こちらですけれども、農業委員会等に関する法律が平成28年4月で改正になっておりまして、それに伴いまして農業委員会の選出方法が公選制から市議会の同意を要件として市長が任命する形となっております。それに伴いまして、幾つか条例を改正するため、議会に上程する形になりますので、それについてスケジュールで説明させていただきます。

まず、定数条例についてということで、今度の12月の議会に上程いたしますが、こちらにつきまして5月、6月と、農業委員会の総会で協議をしていただきまして、8月に定数11名ということで意見統一したという形になります。そちらを9月26日に農業委員会委員の定数案を市長へ報告しております。

また同時に、9月に、こちらは事務局の手続になりますけれども、政策課の政策法務担当と条例を一部改正しますということで事前調整に入っております。10月は12日に政策会議がございまして、市長以下部長等が集まる内部の会議ですけれども、そちらに付議しております。10月中には定数条例及び実費弁償に関する条例の一部改正ということで、事前調整が終わったものを12月の議会に上程するための市長決裁起案を上げております。こちらの実費弁償に関する条例ですけれども、条例の改正に伴いまして、一部条文がずれたり、文言が変わったりする関係で、こちらもあわせて改正するという形になります。次に11月ですが、14日に農業委員会委員の定数条例議案を提出しております。そして12月議会でこちらを上程するという形になります。

こちらが可決されますと、農業委員会委員の推薦・募集という形に入るんですけれども、それが表の2段目になりまして、今の段階で農業委員会の委員の選任に関する規程、農業委員会の委員の推薦募集要領、農業委員会委員候補者選考委員会設置規程を政策課の法務担当と事前調整を行っております、決裁がおりたというところになっております。議会の定数

条例が採決されましたら、こちらを市長決裁起案する形になります。

推薦・募集については、1月の広報、市のホームページ、農家だよりなどで周知する予定になっておりますけれども、広報の原稿の提出を11月28日までにする形になります。

続いて、1月ですけれども、農業委員会委員の募集期間が1月4日から1月31日までになっております。国の規定で24日以上、推薦期間を設けてくださいという形になっておりますので、この期間になります。この状況をホームページ等で公表しなければいけないということになっておりまして、中間発表と結果発表を行います。中間発表が1月20日、2月3日に結果発表ということでやらせていただきます。委員の選出、選考なんですけれども、こちらは農業委員会委員選考委員会を設置して、その中で選考していただくということで考えておりまして、こちらの選考委員会の委員を1月中旬ぐらいには決定するという形になります。内部委員が部長職級と、外部から1人という形で副市長を委員長という形で構成していただきます。2月に第1回選考委員会会議を開催したいと考えております。1月中旬に推薦・募集が集まれば、11名出てくればいいんですけれども、もし定数に満たない場合は2月28日まで推薦募集期間を延長する形になります。募集期間を延長した場合は、3月に選考委員会を開催できればと思っております。選考委員会の結果を受けて2月か3月には、農業委員会委員の候補者を市長に報告するという流れになります。

次に、表の3段目の農業委員会委員の任命についてということですが、実際農業委員会委員の候補者が決定しましたら、人事案件ということで6月の議会に上程しますので、それに伴いまして事務局で手続をするという形になります。2月か3月にまた政策課との事前調整から入りまして、3月上旬から中旬に、農業委員会委員候補者について、市長決裁の起案をさせていただきます。

4月上旬には、こちらを議案提出するという形になって、6月の議会に上程するという形になります。こちらが採択されましたら、農業委員会委員の決定について告示しまして、7月に市長による農業委員会委員の任命ということになります。7月下旬には新体制の農業委員会の第1回総会を開催するというように考えております。

スケジュールとしては以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

農業委員会委員任命のスケジュールですが、ご質問等ある方、お願いいたします。

加山委員。

○加山委員 来年4月からの新しい集落支部長が出てきますよね。その方はもう農業委員会の

この手続については、特別触れなくてもよろしいわけですね、確認なんですけれども。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（青木） そうですね。現在の支部長に集まっていたいで説明する形ですので、新しい支部長のときは、4月ですので、もう大体候補者の方は決定している形になりますので、あまり関係してこないかなというふうに思います。

○柴崎議長 質問ある方。

○事務局（青木） 12月5日の集落支部長の説明会なんですけれども、こちらにつきましては通知を集落支部長及び農業委員の皆様にも発送いたしますので、ご参加できる方よろしく願います。

○柴崎議長 質問ある方、よろしいでしょうか。

ちょっと1点いいですか。これ中間発表とあるけれども、中間発表の段階で名前とか発表しますか。

○事務局（青木） 住所以外の内容が出る形になります。名前も出るという形になります。

○柴崎議長 名前が出て発表されるということですね。

事務局。

○事務局（渡辺） こちらにつきましては、農業委員会法の施行規則に定められた手続になりまして、中間発表の段階でも名前を出さなければならないと決まっております。ご了承ください。

○柴崎議長 スケジュールに関しましては以上でよろしいでしょうか。

12月5日、よろしくお願いいたします。

次、よろしくお願いいたします。

○事務局（青木） 続きまして、農産物共進会各賞受賞者の報告ということで、先ほど資料を配付させていただきましたので、そちらをご確認ください。

それから農業委員会の手帳を配らせていただきましたので、よろしかったらお使いください。

○柴崎議長 委員の皆さんから何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、以上で終わります。

その前に1点、先日、元会長代理のRさんが亡くなりまして、それで生花を互助会から私と代理と相談させてもらって出させていただきました。なぜかというのは、まず優良農業経

営者でRさんを今回表彰しようと思っていたんですが、辞退されたということと、それと会長代理であったということ、それから12年間、農業委員を勤めていただいたので、そういうことがございましたので、ちょっと皆さんの了解を得ずに贈らせてもらいました。申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

それから、吉田委員から提案がありました。生花とかそういうのは、これから互助会から出す出さないとかというのを決めたほうがいいという意見がございましたので、今後検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎閉会

○柴崎議長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

雪がまだ降っておりますので、安全にお帰りください。

どうもありがとうございました。

閉会 午前11時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年2月3日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 田中 明

署名委員 萩原 正弘